

平成〇年（〇）第〇号 窃盗被疑事件

被疑者 ○ ○ ○ ○

勾留決定に対する準抗告申立書

平成〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所 刑事部 御中

弁護士 ○ ○ ○ ○

上記被疑者に対する窃盗被疑事件について、平成〇年〇月〇日付勾留の裁判に対し、以下のとおり準抗告を申し立てる。

記

第1 申立の趣旨

- 1 原裁判を取り消す
- 2 検察官の勾留請求を却下する
との決定を求める。

第2 申立の理由

1 事案の概要

(1) 本事案はいわゆる「金属盗」ではないこと

本件は、被疑者が、農道脇の溝に設置されていたグレーチング（金属製の溝蓋）を取り外して持ち帰ったという事案である。グレーチングは、数年前から社会問題ともなっている、いわゆる「金属盗」の被害品となることもあるが、本事件はそのような類型の犯罪とは事案が全く異なる。

いわゆる「金属盗」は、当初から転売目的で無差別に金属類を盗む職業

的な犯罪類型であり、連続的・組織的に行われることが多いものである。一方本件は、被疑者が、グレーチングをその本来の用途どおり、自宅周辺の溝を塞ぐ蓋として用いる目的で盗んだという事案である。もちろん、蓋として用いる目的でも窃盗罪が成立することには変わりはない。しかし、いわゆる「金属盗」と比較したとき、犯罪の悪質性や身体拘束の必要性が小さいことは明らかといえる。

(2) 本件犯行に至った具体的事情

本件被害現場は、被疑者の自宅から直線距離にして〇キロメートルほど離れた場所にあり、数年前に閉店したコンビニエンスストアの跡地と農道との境にグレーチング（以下、「本件被害品」）が設置されていた。被疑者は、数年前から、仕事帰りなどに林道方面から県道〇号に向かう際の抜け道として、現場の農道を通ることがたびたびあった（資料4参照）。

被疑者の家族を含めた近隣住民は、大雨のたび、敷地の冠水や敷地周辺の溝に周囲の田んぼの泥が詰まってしまうといった被害に悩まされてきた（詳細は資料1，第5項参照）。そのため、被疑者は、自宅周辺の溝に設置する蓋として使えるのではないかと考え本件被害品を無断で持ち帰った。本件被害品は器具で固定されたりしておらず、手で掴み上げれば容易に取り外すことができる状態であった。現場付近は夜間の明かりもなく人通りもない状態であった。被疑者は、見つからないだろうと高をくくり、特に役に立っていないように思えた本件被害品を、自宅付近で利用しようと考え盗んでしまったというのが本件の実態といえる。当然、被疑者は現在心から自らの軽率な行動について反省しており、取調べにおいても、被害者への謝罪の言葉を繰り返し申し述べている。

2 刑事訴訟法第60条第1項の要件が存在しない

(1) 被疑者には勾留の要件が存在しないこと

ア 被疑者は、逮捕段階から一貫して犯行を認め、引きあたり等の捜査に

も協力している。また、今後さらに事情聴取の必要があれば、いつでも出頭することを誓約している（資料3）。

上記のとおり被疑者の自白が存在することに加えて、本件では犯人性及び事件性を立証するための核心的な証拠がすでに保全されている。具体的には、本件では、犯行時現場に居合わせた目撃者が停まっていた車のナンバープレートを確認していた。そして、同人から通報を受けた警察官が翌日早朝に被疑者宅に赴き、被疑者使用車両の荷台から被害品をすべて発見したという経緯を経ている。加えて、すでに被害現場や自宅周辺の実況見分も実施され、被疑者使用車両や事件当時履いていた靴などを含め、重要な証拠も既に押収されている。したがって、本件についてはすでに隠滅の可能性がある証拠自体が存在しない。少なくとも、犯情等の立証に必要なものを含め、被疑者の身体を拘束し続けなければ発見・収集できない証拠など具体的に想定できない。

イ さらに、これまで○年以上ともに暮らしてきた妻が被疑者の監督を誓っていること（資料2）及び被疑者がこれまで妻と3人の娘の生活を責任を持って守ってきたという事実を鑑みれば、被疑者が家族や家族とともに暮らす自宅を捨てて無責任に逃亡を図るなどということがありうるはずがない。本件に関するいかなる事情を考慮しても、被疑者の逃亡を疑わせる相当な理由が否定できないなどという判断は、絶対に常識に反する。

(2) 小活

したがって、本件には、勾留の要件である、罪証隠滅や逃亡を疑うに足りる相当な理由がない。

3 勾留の必要性がない

(1) 被疑者及びその家族の生活状況

被疑者は、妻とともに娘3人を育て上げてきたのであり、現在も自宅に

において家族5人で生活している。これまで〇年近く定職について懸命に働き、給料は欠かさず妻に渡し家族を支えてきた。際立って裕福ではないが、〇年前には家族がいつまでも暮らせるよう自宅を購入し、経済的にも日常の生活面においてもまさに大黒柱として家族を支えてきた。また、率先して苦勞の多い仕事を引き受けることで近所の住民からの信頼を得ていた（資料1）。

(2) 長期の身体拘束が家族に与える弊害が大きい

被疑者の長女には、〇〇障がい（療育手帳の等級は軽度に相当する「〇〇」）があるが、数年前からはそれに加えて精神的に不安定な状態が続いており、精神科で投薬を受けながら回復を目指している。また高校〇年生の三女は、事件翌日が地元スーパーの就職試験の日であり、現在就職活動の真最中にある。父親の不在は長女の精神状態に悪影響を与える可能性が高く、また三女の就職活動や意欲にも支障が生じるおそれが極めて高い。

被疑者自身の軽率な行動が招いた事態ではあるが、10日を超えるような長期間の身体拘束は、長女の健康状態や三女の将来に大きな悪影響をもたらすもので弊害は大きく、また一度生じればその回復は極めて困難である。

(3) 小活

以上のとおり、被疑者に対する勾留は、被疑者だけでなくその家族のそれまでの生活そのものを不可避的に一変させるものであり、長い時間をかけて築きあげてきた家族の関係性そのものを破壊しかねないものである。本件のような事案で、被疑者やその家族にこのような弊害を甘受させてまで勾留の必要性を肯定することを、憲法や刑事訴訟法は容認していないと考えるべきである。

したがって、勾留の必要性は認められない。

第3 結論

以上から、本件被疑者に対する勾留決定を取り消し、検察官の勾留請求を却下すべきである。

以上

添付書類

資料1. 陳述書（被疑者の妻作成）	1 通
資料2. 身元引受書（被疑者の妻）	1 通
資料3. 誓約書	1 通
資料4. 接見状況報告書	1 通